

川崎市高津区選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和6年度における川崎市高津区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和7年5月21日提出

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 大 滝 幸 三